

フェリシアこども短期大学 履修規程

(総 則)

- 第1条 この規程は、フェリシアこども短期大学学則(以下、「学則」という)に基づき、履修に関する事項を定めるものとする。
- 2 教育課程及び履修方法等については、学則の定めによるほか、本規程の定めるところによるものとする。

(授業科目の区分)

- 第2条 授業科目は教養科目、保健体育科目、専門教育科目で構成する。
- 2 必修科目は、必ず履修しなければならない科目
 - 3 選択必修科目は、指定された科目の中から、所定の科目又は単位数により選択のうえ履修しなければならない科目
 - 4 選択科目は、任意に選択して履修することができる科目

(授業科目)

- 第3条 卒業、資格に必要な授業科目の単位数等は、次のとおりとする。
- ①卒業に必要な単位数
卒業必修科目27単位、卒業選択科目35単位以上（但し、教育実習、教育実習指導、保育実習Ⅰ(保育所)・保育実習Ⅰ(施設)・保育実習Ⅱ・保育実習Ⅲ、保育実習指導Ⅰ(保)、保育実習指導Ⅰ(施)、保育実習指導Ⅱ、保育実習指導Ⅲを除く)計62単位以上
 - ②幼稚園教諭二種免許状に必要な単位数
卒業必修科目27単位、幼免必修科目21単位、幼免選択及び卒業選択科目から14単位以上、計62単位以上
 - ③保育士資格取得に必要な単位数
卒業必修科目27単位、保育士必修科目49単位、計76単位以上
 - ④幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得には、それぞれの資格に必要な単位数のほか、①の卒業に必要な単位数も修得しなければならない
 - ⑤授業科目の区分、単位数、開講時期等は「授業科目一覧」に定めるものとする。

(履修の登録)

- 第4条 学生は、学期の始めに、「履修登録確認表(成績通知書)」に登録されている授業科目を当該年度の「授業科目一覧」と照合を行い、その結果を指定された期日までに教務課に届けなければならない。
- 2 適切に授業科目を履修する目的として、1年間に登録することができる単位数の上限を50単位とする。この上限単位数は、成績優秀者について緩和することができる。また成績不振者については、指導教員の学習支援と連動して登録可能上限単位を厳格に運用する。
 - 3 履修登録は、各学期の指定日以後の追加又は変更は、原則として認めない。

(試験)

- 第5条 開講された科目については、原則として試験が行われる。履修した者はその科目の試験を受験しなければならない。
- 2 次の各号の一に該当する場合は、受験資格がなく失格とする。受験資格のない者が試験を受けても単位は認定しない。
 - ①出席が実施した授業回数の3分の2に満たなかった者
 - ②試験期日に、春学期においては春学期納入分授業料、秋学期においては秋学期納入授業料を滞納している者
 - ③教授会が受験資格喪失の処分を決定した者
 - ④試験科目の履修登録をしていない者

(追試験・再試験)

第6条 やむをえない事情で試験を受けることができなかった場合の追試験、及び試験の結果が合格点に達しなかった場合の再試験を別に定める手続きにより行う。

- 2 追試験、再試験を受験する場合、1回につき2,000円を納付しなければならない。

(成績の評価)

第7条 成績の評価は、S・A・B・C・Dの5段階とし、Dを不合格とする。

- 2 追試験の成績評価は、A・B・C・Dの4段階とし、Dを不合格とする。

- 3 再試験の成績評価は、C・Dの2段階とし、Dを不合格とする。

- 4 成績評価を行う場合、試験（論述試験、口述試験、実地試験、論文、レポート）の他に、課題、作品、実技、実演、発表、小テスト、取り組み姿勢等も加味することができる。

(単位の認定)

第8条 S・A・B・Cの評価を得た科目を合格とし、その科目に定められた単位が認定される。

- 2 単位の認定をされない授業科目は以下のとおりとなる。

- ①不合格または失格となった授業科目
- ②試験受験中に不正行為があった授業科目
- ③受験資格のない者が受験した授業科目

- 3 以下に定める技能検定試験に合格した場合、申請により下記の授業科目の単位を認定することができる。

資格・検定試験による単位認定

資格・検定試験名	レベル (スコア)	認定科目
英語の資格検定CEFR	A2	英語コミュニケーションⅠまたはⅡ
英語の資格検定CEFR	B1	英語コミュニケーションⅠおよびⅡ
幼保英語検定	3級	保育英語Ⅰ
幼保英語検定	2級以上	保育英語ⅡおよびⅢ あるいは保育英語研究

(単位の授与)

第9条 成績の評価及び単位の最終的認定は、学長が行う。

(その他)

第10条 本規程のほか、学生ハンドブックの「履修方法」、「成績評価」、「成績としての試験」「卒業」「資格取得」「授業科目一覧」等に履修及び試験等に関する手続きと注意事項等を定めるものとする。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に入学した者に係る教育課程の履修については、なお従前の規程による。